

身障者の家庭に

明るいニュース

―扶養共済制度に加入を―

心身障害者扶養共済制度についてお知らせします。

現在、新潟県では心身障害者扶養共済制度を実施しておりますがこの制度は保護者（心身障害者の配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹）が死亡又は、廃疾となった後の心身障害者に対し年金（月額三万円）を支給するものであります。

この制度で「心身障害者」とは

一、児童相談所又は精神薄弱者更生相談所

二、この冬は全国的に異常寒波にみまわれ、全国各地では雪による被害が相次いで発生、尊い人命まで失われています。

幸いにして本町では大きな被害もなくなんとかこの冬を越せそうです。

しかし、これまでの降雪量は三日前（二月三日）現在にも及び積雪も吹雪留りでは一・五メートルを超える所もあり除雪車も悪戦苦闘をしております。児童は雪の壁の中を集団で登下校するなど、雪害事故のないよう万全を尽しています。

しかし、雪国とはいえ、この冬の寒さ、降雪量には、いささかマヤイリマシタナ。



- 一、身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該当する障害を有する者をいいます。
- 二、「廃疾」とは
- 一、両眼の視力を全く永久に失ったもの。
- 二、そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの。
- 三、両上肢を手関節以上で失ったもの。
- 四、両下肢を足関節以上で失ったもの。
- 五、一上下肢を手及び足関節以上

年金に見合う負担の

ご理解を

去年の改正により、国民年金はいよいよ一〇〇万円年金（夫婦がともに付加保険料に加入して二十年間納めた場合）に改善されましたが、これは他の年金制度と比較しても見劣りしない内容ですので、私

人は本年三月三十一日までは加入できませんが、翌四月一日からは加入することができません。

三、特別の廃疾又は障害を有している者であることです。

掛金については次のとおりです。

加入者の各区分	掛金額
三十五才未満の者	一、〇〇〇円
三十五才以上四十五才未満の者	一、三〇〇円
四十五才以上の者	一、五〇〇円

加入者の各区分は、毎年四月一日における年金令によって、その年の四月分から翌年三月分までの掛金を納入していただきます。

以上詳細については厚生課へお問い合わせください。

年金を改善すれば、それに耐える財政が必要です。



皆さん!! 協力ありがとうございます



皆さん!! 助けて!!

私たちの老後は大変強くなくなったことになりまます。しかし、国民年金の保険料を他の年金制度と比較すると、それが半分以下の低い保険料となっておりますが、これは国民年金には他の年金制度には見られない高率の国庫負担がなされていることや、いままでも年金受給者が少なかったこと、あるいは加入者の

負担が急激に増えることを避けるということから政策的に低く押えてきたことによりあります。また、だれしも、少ない負担で多くの年金を望むところでしょうが、いかに充実した年金となっても裏付けとなる財政が安定していなければ、それはそれこそ「絵にかいたモチ」に終わってしまう。そのような事態にならないために私たちは年金の給付に見合う保険料の負担を行う必要があるわけですが、もしそれを怠れば、そのツケは後代の人々に引き継がれ、ますます大きな負担を強いる結果となりましよう。このような身勝手な後代の人々は納得してくれませんか。

そこで、国民年金保険料は今年の四月から二、二〇〇円に改められます。また、以後も毎年、段階的に引き上げることになっていきます。これは、いままでもなく健全な国民年金財政を確立して、生活できる年金をいつまでも確保しようという考えによるものです。年金制度とは、世代間の相互の理解と協力によって始めて成り立つ社会的な親孝行と言えます。私たちがは、信頼と愛情をもって年金制度を見守ることが大切ではないでしょうか。

進学者などに交付

二、交付については、進学者等が遠隔地で生活する被保険者に対して、国保の交付が受けられます。（在学証明書、印鑑を持参下さい）。

三、国保被保険者証更新、一部変更については

昭和五十二年四月一日より、新しく被保険者証が更新されます。今までと違い、部別番号、被保険者番号が同時に記入されています。

記号	黒字	番号	1
記号	黒字	番号	1-1

医療機関で治療を受ける際は、必ず新しい被保険者証を医療機関の窓口へお持ちください。

如月歌会

短歌会

マイク持ち運びに上りし子の声が大きく聞こゆ目を伏せても、阿部 淳子
暮れ早き車窓に映るわが影をいどほしきもののごく見てをり、成海 静
雪の中大群りに飾りし寒梅の色褪せつつ日は暮れゆく、西海 たみ子
カーテンを細目に開けて雪の重荷をむくむ朝を日々重ねをり、泉井 ヨ子
こやみなく降るボタ雪のうらめしくスノーグリップを今日も押したり、風岡 法子
黄綫獲章報告に帰郷喜ぶりせる竹工芸の女ど五十年ぶり金ふ、柏 直樹地
ごくわずかに切りしハンドルと思いに車はあらぬ方に転れる、中倉 きぬ
雪国の女とわかる音が空にノックアウトに鳴るきによさる、無冬 紀子
頭から湯気を立てつつ雪下す履根の白男に茶を入れて呼ぶ、青木 きい
この河に流し舟ありき屈強なる船頭の名は七兵衛といふ、小林 弘
日のやに伸びしと思ふ普通通学生二人が走越してゆく、酒井 庄平
三月歌会が十三日(午後一時半から三時半まで、中央公民館で行います。希望者は、ご連絡なくお出かけ下さい。初めて出席される方は歌稿持参もけっこうです。添削指導を致します。

国民健康保険の (資格を得るとき) 失ったとき

14日以内に

一、届出をするとき（印鑑を忘れないように）

資格取得の場合	資格喪失の場合	その他
<ul style="list-style-type: none"> 本市に転入したとき 職場の健康保険をぬけて国保に入るとき 生活保護法の適用を受けなくなった時 子供が生れたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 町外に転出するとき 職場の健康保険に入って国保をぬけると 生活保護法の適用を受けたとき 死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 住所又は氏名に変更があったとき 世帯主が変わったとき 被保険者証の余白がなくなったとき 被保険者証の検認や更新があったとき 他人の行為によって起きた事故のとき
必ず14日以内に	必ず14日以内に	遅滞なく
資格取得届 被保険者証	資格喪失届 被保険者証	被保険者証 警察発行の事故証明書 医師の診断書
助産費支給申請書 母子手帳か出産証明書	葬祭費支給申請書 死亡診断書	

企業課より

水道料金の精算

冬期間、推定料金として徴収致しました水道料金は、三月分まで精算します。このため不足金の生ずる方、また、還付される方もありますのでご了承ください。

なお、本年は降雪量が多く、場合により三月の検針も休止の時は四月の検針（四月分）で精算いたします。

口座振替

の領収書発行を廃止

ガス、水道料金を口座振替で納入されている場合、今まで領収書が発行していましたが、四月分より経費の節減、事務の合理化を図るため、預金通帳への記載により領収書の発行を省略させていただきますのでご了承ください。

転出の際、企業課へ連絡を

町内外への異動により、ガス、水道を中止される場合、必ず企業



七二二一六番